

1 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場

特別支援教育においては、子供たち一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことが大切です。教育委員会では、それぞれの状態に合った、最も適切な就学先を判断できるよう、就学相談を行っています。西宮市における特別な支援が必要な子供たちの就学先についてご紹介します。

特別支援学校

障害のある児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。また、子供の実態に応じた弾力的な教育課程を編成できるようになっており、一人ひとりに応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行っています。また、児童生徒の居住地域の学校との交流も推進しています。

【視覚障害】	兵庫県立視覚特別支援学校（神戸市垂水区）
【聴覚障害】	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校（神戸市垂水区）
【知的障害】	兵庫県立こばと聴覚特別支援学校（西宮市）※幼稚部のみ 兵庫県立上野ヶ原特別支援学校（三田市）※対象校区：山口小、北六甲台小 兵庫県立こやの里特別支援学校（伊丹市）※対象校区：名塩小、東山台小、生瀬小 兵庫県立阪神特別支援学校（西宮市）※阪神福祉事業団なくさ学園入所児童生徒 兵庫県立芦屋特別支援学校（芦屋市）※対象校区：浜脇小、香櫻園小、夙川小、北夙川小、苦楽園小、津門小、今津小、用海小、西宮浜義務教育学校（前期課程） 兵庫県立むこがわ特別支援学校（西宮市）その他の小学校区 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校（伊丹市）※高等部のみ 兵庫県立高等特別支援学校（三田市）※高等部のみ
【肢体不自由】	西宮市立西宮支援学校（西宮市）
【病弱・身体虚弱】	兵庫県立上野ヶ原特別支援学校（三田市）

特別支援学級

小学校・中学校・義務教育学校において、障害の状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、「自立活動」等子供一人ひとりに応じた弾力的な教育課程を編成して教育を行っています。通常の学級の子供たちと一緒に活動したり共に学んだりする「交流及び共同学習」も、実態に応じて積極的に推進しています。

特別支援学級の種類	【視覚障害】 弱視特別支援学級 【聴覚障害】 難聴特別支援学級 【言語障害】 言語障害特別支援学級 【知的障害】 知的障害特別支援学級	【自閉症・情緒障害】 自閉症・情緒障害特別支援学級 【肢体不自由】 肢体不自由特別支援学級 【病弱・身体虚弱】 病弱・身体虚弱特別支援学級
-----------	--	---

通級による指導（自校・他校・巡回）

小・中学校・義務教育学校において、各教科等の指導のほとんどを通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導（自立活動）を特別な場（通級指導教室等）で行う指導の形態です。西宮市では、LD・ADHD、難聴の子供たちが対象です。通級による指導が必要かどうかは、就学した後に本人の様子を見た上で、本人・保護者・学校と話し合って決めていきます。

通常の学級

通常の学級においても、子供たちの実態に応じた支援や配慮を行います。掲示物の工夫等、学習に取り組みやすい教室環境を整備すること、わかりやすく具体的な指示・発問や板書の工夫など特別支援教育の視点を取り入れた授業作りを行っています。また、一人ひとりの違いを認め合い、支え合う学級を作っていくようにしています。

2 就学相談について

お子様が、安心して楽しい学校生活を送ることができるように、次のことについて保護者の方と相談します。

- ・学校生活における教育的ニーズについて
- ・必要な支援を受け、教育的ニーズを満たす教育環境について
- ・本人・保護者の思いや願い

就学までの流れ（新小学校1年生）

5～6月 | 就学に関するガイダンス（対象：保護者等）

- ・就学先決定のしきみ
- ・就学相談について
- ・それぞれの学びの場における支援や学習等について

5月～ | 就学相談

- ・保護者との面談、子供との面談・観察（市教委にて）
- ・必要に応じて、幼稚園や保育所等を市教委が訪問

特別支援学級・
特別支援学校の見学
(就学相談まで)

就学相談の申込み

- ①申込書を教育委員会にご提出ください（西宮市立幼稚園は園からの申込みになります）。
- ②教育委員会より連絡します。
- ③決定した日時にお越しください。

お聞きます

- ・これまでの成長の様子
- ・家庭での様子
- ・集団生活の様子
- ・診断等
- ・発達検査の結果
- ・就学先についての希望

西宮市就学支援委員会

- ・必要な学び・支援について
- ・望ましい就学先について
- ・就学後の支援のあり方について

就学支援委員会による就学先についての意見

出された意見=決定ではなく、保護者の方と協議して合意した結果で就学先を決定します。

合意形成

就学先決定

10月～11月 | 就学時健康診断

※居住地の公立小学校で実施されますので、受診してください。
※就学時健康診断後の就学相談のご希望は、小学校に相談してください。